

新潟小学校 P T A 会則

第一章 総 則

第 1 条 (名 称)

本会は新潟小学校 P T A と称し、事務局を新潟小学校に置く。

第 2 条 (目 的)

本会は児童の健全な成長を図るため、父母と教職員が協力して学校・家庭・社会における教育に関する理解を深め、その振興を図ることを目的とする。

第 3 条 (会 員 資 格)

新潟小学校に所属する児童の保護者（児童の監護者及びその監護者から同意を得た父母をいう。以下同じ。）及び教職員は、本会の会員となる資格を有する。

第 4 条 (事 業)

本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 教育懇談会の開催
2. 児童の学習環境の整備・援助並びに学芸の奨励
3. 児童の校外生活の補導
4. 児童・会員に対する福利厚生
5. 会員相互の教養と親睦に関する協力
6. 児童・会員の教育研究に対する助成
7. 地域社会における教育環境の改善
8. その他、本会の目的達成に必要な事項

第 5 条 (組 織)

本会の組織は、総会、常任委員会、活動部会をもって構成する。

第 6 条 (事 業 年 度)

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終了する。

第二章 役 員

第 7 条 (役 員)

本会には次の役員をおく。

- | | |
|----------|-------------|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副 会 長 | 1 名以上 5 名以内 |
| 3. 監 事 | 1 名以上 2 名以内 |
| 4. 相 談 役 | 1 名 |

第 8 条 (役員の任務)

本会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その任務を代行する。

3. 監事は、本会の会務・会計の監査にあたり、その結果を総会に報告する。又、諸会議に出席し、意見を述べることができる。
4. 相談役は、学校長が就任する。相談役は会長の諮問に応ずると共に、諸会議に出席することができる。

第9条（顧問）

本会は顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

2. 顧問は、会長の諮問に応じ諸会議に出席することができる。
3. 顧問の任期は一事業年度とする。但し、再任を妨げない。

第10条（役員を選任）

本会の役員を選出手続きは次のとおりとする。

1. 会長・副会長・監事は、児童の保護者の会員であることを要し、当年度末の常任委員会で新年度の候補者を推薦し、新年度の総会で承認を受ける。

第11条（役員の任期）

役員任期は、定時総会より翌年の定時総会までとする。但し、再任を妨げない。

2. 同一役職での再任は3期を上限とする。但し、特別な事情がある場合には、この限りではない。
3. 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、その役員の職務を行う。
4. 増員又は補充の為に選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第三章 諸 会 議

第12条（総 会）

定時総会は毎年一回、5月末日までに開催する。但し、会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。

2. 総会の構成員は、当会の会員とする。
3. 総会の議長は、その総会の出席会員の中から選任する。
4. 総会は出席会員の過半数をもって以下の事項を承認する。但し、本条4項第1号の議決は、出席会員の3分の2以上で決する。
 1. 会則の変更
 2. 事業報告及び収支決算の承認
 3. 事業計画及び収支予算の承認
 4. 役員承認
 5. その他の重要事項
5. 総会は、特別な事情があると認めた場合には、書面による決議又は電子メールの

送受信等の電磁的方法による決議とすることができる。

6. 前項の決議による場合、第4項を準用する。この場合において、同項中「出席会員」とあるのは、「所定の回答をした会員」と読み替えるものとする。

第13条 (常任委員会)

本会の具体的会務を執行するため、常任委員会を設置する。

2 常任委員会の構成・任務は別に規則で定める。

第14条 (活動部会)

本会の会務運営のため、活動部会を設置する。

2 活動部会の構成・任務は別に規則で定める。

第15条 (議事録)

総会、常任委員会、活動部会においては議事録を作成し、これを保管しておかなければならない。

2 議事録には会議の日時・場所・出席会員数・議事の内容並びに議決事項その他を明記するものとする。

第四章 会計及び管理

第16条 (会費)

本会の会計は、会員の納める会費の他、寄付金・事業収入・その他の収入をもってこれにあてる。

2 本会の会費は口数制とし、1口当月額百円とする。

第17条 (事務局)

本会は、事務局を設置する。

2 事務局員は、会長が委嘱する。

3 総務係は、PTA関係文書・議事録を備え会務の運営に必要な処理にあたる。

4 会計係は、出納簿・領収証綴・預金通帳等を備え、収支に関する事務処理を行う。

5 事務局員は、会長の指示により諸会議に出席し説明する他、意見を述べる事ができる。

第五章 雑 則

第18条 (施行規則等)

本会則の運営を円滑にするため、本会則の他に常任委員会にて施行に関する規則及び規定等を定めることができる。

付 則

1. この会則は平成27年4月28日一部変更し、同日施行する。但し、11条2項については、平成28年度総会開催日より施行する。

2. 9条3項、11条2項、12条5項6項は、令和3年4月30日より適用する。
3. この会則は、令和6年4月27日に一部変更し、同日施行する。

新潟小学校 P T A 諸規則集

◇ 運営規則 ◇

第一章 常任委員会

第 1 条 (任 務)

常任委員会は、総会からの委任を受けて会員に代わり日常の P T A 活動の議決・執行機関の役割を果たし、以下の任務を行う。

1. 日常会務の議決・執行
2. 事業報告及び収支決算案の作成
3. 事業計画及び収支予算案の作成
4. 会長・副会長・監事候補者の総会への推薦
5. 重要案件の原案の作成
6. その他会務の日常の運営に必要な事項

2 本会は、必要に応じて会長が招集する。

第 2 条 (構 成)

常任委員は、役員、教職員代表をもって構成する。

2 常任委員会の議長は、原則として会長が行う。

3 活動部員は、常任委員会に出席して、その活動について報告し、意見を述べることができる。

第 3 条 (会議の決議)

常任委員会は、常任委員総数の 2 分の 1 以上の出席により成立し、その議事は、出席常任委員の 3 分の 2 以上をもって決する。

第二章 活動部会

第 4 条 (任 務)

活動部会は、本会の諸活動（学年行事・広報誌・安全マップの作製等）を企画実行し、かつ会員相互の連帯を密にすることを目的とする。

第 5 条 (構 成)

活動部員は、保護者及び教職員の中から、以下のとおり選出する。

- (1) 児童の保護者の中から、自薦により概ね 20 名以内を選出する。自薦する者の数が概ね 20 名を超える場合には、くじ引きによる抽選を行う。
- (2) 教職員の中から、学校長が若干名を推薦して選出する。

付 則

1. この規則は、令和4年12月21日より一部変更し、令和5年度役員選出時より適用する。
2. この規則は、令和6年4月27日に一部変更し、同日施行する。

役員選任規則

第1条 (名 称)

本会の名称は役員候補者選考委員会（以下選考委員会という）と称する。

第2条 (選考委員会の目的)

本会は、会則第10条に基づき、会長候補者、副会長候補者及び監事候補者を常任委員会に推薦することを目的とする。

第3条 (構 成)

選考委員の構成は、会長、副会長、会計担当事務局（教頭）及び総務担当事務局（教務主任）とする。

第4条 (運 営)

選考委員会の議長は会長が就任する。

2 選考委員会は非公開とする。

第5条 (候補者の資格)

各候補者は予定任期の期間中、児童が新潟小学校に通学し得る者の中から推薦し、資格要件は次の通りとする。

(1) 会長候補者は、常任委員あるいは監事のいずれかの経験があること。

(2) 副会長候補者は、児童の保護者であること。

2 役員候補者として推薦したい者がいるときは、本人を含め20人以上の推薦により選考委員会に推薦することができる。

3 上記の資格要件該当者がいない場合は、常任委員会の許可を得て条件を緩和することができる。

付 則

1. 本規則は、平成4年3月1日より施行する。

2. 本規則は、令和6年4月27日一部変更し、同日施行する。

表彰・慶弔規定

第一章 表 彰

第1条 本会の目的遂行上、特に顕著な貢献をした者、或いは本会の名誉を高めた者に対し表彰し、感謝の意を表すものとする。

2 対象者は、会員・非会員を問わない。

第2条 候補者の推薦があった場合、会長は速やかに表彰プロジェクトチームを組織の上審査し、表彰の可否について審議し決定する。

2 表彰プロジェクトチームの構成は、会長、副会長、学校長、監事をもって構成する。

第二章 慶 弔

第3条 本校の児童、保護者、教職員が死亡した時は、会則第4条第4項に基づき、会長又はその代理が通夜又は葬儀に出席し、香典として1万円を支払う。

2 上記によりがたい慶弔の事由がある場合、原則として常任委員会で決する。但し、緊急の場合は、会長が決し、常任委員会で追認を受ける。

付 則

1. この規程は、平成元年4月1日より施行する。

2. この別表は、平成18年5月9日一部変更し、同日施行する。

3. この規程は、令和6年4月27日変更し、同日施行する。

旅 費 規 程

第 1 条 （適 用）

この規程は、P T A 会員が P T A 活動により対外的出張を行ない、職務を指示どおり遂行した場合の旅費等について定めたものである。

第 2 条 （留意事項）

出張業務は P T A 活動の一つであるが、自己管理を厳しくし、最小限の費用で最大の効果を追求するものとする。

第 3 条 （交通費）

- (1) 新潟市外の場合は、1 日について 1, 000 円の旅費を支給する。
- (2) 新潟市内の場合は、1 日について 420 円の旅費を支給する。
- (3) 車両に同乗して出張をした場合は、実費負担者に支給する。
- (4) 徒歩、自転車等の場合、または別途旅費が支給される場合は支給しない。

第 4 条 （交通費の精算）

出張の報告及び旅費の精算は、出張旅費明細書を作成し、会長の決裁を経て、事務局に提出し精算する。

第 5 条 （その他）

本規程で処理できない場合は、その都度協議にて処理する。

付 則

この規則は平成 28 年 4 月 28 日から一部変更し、同日施行する。

制定の意図

各部の活動で対外的な出張（例：学校行事の外部講師との打ち合わせ）等やむを得ない外出に対し、申請に基づき旅費を支給するものです。

委員会内の打ち合わせ、常任委員会、スタッフ会議など会員のみを集まりに対しての支給はしません。

P T A 外部団体役職

団 体 名	役 職	担 当 者	補 佐 役
新潟地区 スポーツ振興会	副 会 長	P T A 会 長	
新潟校区交通安全 推進協議会	顧 問	P T A 会 長	
寄居中学校区 青少年育成協議会	副 会 長	P T A 会 長	
たんぽぽキッズスクール 運営委員会	運 営 委 員 長	P T A 会 長	
百壺番組（住吉行列）	参 与	P T A 会 長	